



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

## 平成27年度税制改正大綱について

平成27年度税制改正大綱が1月14日に閣議決定されました。国会を通過するまでは案ですが、今回は自民圧勝のためこの案がかなり有力だと思います。今回はその中で、皆様に関係のあるものを、まとめてみました。

### 1. 法人税

法人税率の引き下げ (25.5% → 23.9%)  
中小法人の軽減税率 (課税所得が800万円まで15%) 2年延長  
中小企業でも課税所得が800万円を超える部分は下記の税率

	現在	27年度	28年度
法人税率	25.5%	23.9%	23.9%
法人事業税所得割 (標準税率)	7.2%	6.0%	4.8%
国税と地方税を合わせた法人実効税率	34.62%	32.11% ( 2.51%)	31.33% ( 3.29%)

上記の財源として中小企業に大きな影響のあるものとして、生産等設備投資促進税制の廃止・太陽光発電設備の即時償却の廃止等があります。

### 2. 資産税

高齢者の金融資産の移転強化策 孫世代へ移転  
住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長・拡充  
適用期限を延長した上で拡充 (非課税枠: 1,000万円 最大 3,000万円)  
結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設  
(子や孫の結婚・出産・育児に要する資金の一括贈与に係る非課税措置を創設 (非課税枠: 1,000万円))

### 3. 貯蓄から投資へ

(NISA 年間上限枠の拡大)  
ジュニアNISAを創設 (20歳未満の者の口座開設を可能に。年間投資上限額 80万円)  
投資上限額を引上げ (年間 100万円 120万円)

### 4. 消費税

消費税率 10%延長措置  
消費税率 (国・地方) 10%への引上げ時期の変更等  
**平成27年10月1日から平成29年4月1日へと変更。**  
景気判断条項 (国税に係る税制抜本改革法附則18条3項及び地方税に係る税制抜本改革法附則19条3項) を削除。  
**景気が悪かろうが、増税するよ!** ということらしいです。

### 5. 国による国民の財産の把握?

財産債務明細書の見直し・提出基準、記載事項等を見直し。  
マイナンバーが付された預貯金情報の効率的な利用に係る措置  
**銀行等に対し預貯金情報をマイナンバーにより検索可能な状態で管理することを義務づけ。**